

佐賀市調査・設計等委託業務成績評定要領

佐賀市調査・設計等委託業務成績評定要領（平成17年10月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、佐賀市が発注する調査・設計等委託業務（上下水道局及び交通局の所管に属する調査・設計等委託業務を除く。以下「委託業務」という。）の成績を評定するために必要な事項を定めることにより、厳正かつ適切な評定を行い、もって受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、1件の契約金額が130万円以上の建設計画及び建設事業に関する調査・設計等の委託業務とする。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 監督員 佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条第1項の規定により委託業務ごとに命じられて監督の職務に従事する職員
- (2) 担当係長 監督員の所属する係の係長（主査を含む。）以上の職にある者
- (3) 検査員 佐賀市調査・設計等委託業務検査実施規程（平成17年佐賀市訓令第64号）第3条第1項第1号に規定する専門検査員又は同項第2号に規定する指定検査員

（評定の方法）

第4条 評定は、委託業務1件ごとに行うものとする。

- 2 評定者は、委託業務の完了検査が終了したときは、速やかに委託業務成績評定表（様式第1号）、評定点集計表（様式第2号）及び採点表（様式第3号及び様式第4号）により当該委託業務について評定を行わなければならない。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に当該委託業務の成績を評定するものとする。
- 4 第2項の規定により評定を行ったときは、検査員は、その結果について検査監を通じて市長に報告しなければならない。
- 5 委託業務の完了検査の結果、当該委託業務に手直し等が生じたことになった場合においては、手直し等を実施する前の成績を評定するものとし、手直し等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

（評定基準）

第5条 評定は、別に定める「設計・調査・測量委託業務評定考査基準」に基づき行うものとする。

（委託業務成績の評価）

第6条 委託業務成績の総合評価は、委託業務成績評定表により求めた総合評定点に

より行うものとし、その区分は、次のとおりとする。

総合評価の区分	A－優れている	B－やや優れている	C－普通	D－やや劣る	E－劣る
総合評定点	80点以上	75点以上 80点未満	65点以上 75点未満	60点以上 65点未満	60点未満

(受託者への評定結果の通知)

第7条 市長は、第4条第4項の規定により検査員から報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る委託業務の受託者に対して、委託業務成績評定通知書（様式第5号）により当該委託業務に係る評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の規定による通知をした後において、必要があると認めるときは、当該通知に係る評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の規定による修正が行われたときは、その結果について、遅滞なく、当該修正した評定に係る委託業務の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前2条の規定による通知を受けた受託者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する説明を求められたときは、速やかに、委託業務成績評定に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の規定による回答を受けた受託者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して再度の説明を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する再度の説明を求められたときは、佐賀市工事及び委託業務成績評定評価委員会の審議を経て、委託業務成績評定に係る説明書により回答するものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。